

砺波市渇水特別対策事業費補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、砺波市補助金等交付規則（平成16年砺波市規則第31号。以下「規則」という。）第26条の規定に基づき、渇水特別対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第2条 市長は、令和7年度の渇水応急対策のため、事業主体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（交付の対象経費及び補助率）

第3条 補助金の交付の対象となる事業種目、対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

事業種目	渇水特別対策事業
事業内容	令和7年度の少雨による渇水状況において、緊急的に要した経費に対して、一部助成するもの。
事業主体	集落、営農組織及び生産組合等
対象経費	渇水応急対策のうち、ポンプ設置にかかるリース料（ホース、金具等も含む。）及び燃料費、電気代等
補助率	市1／3、農協1／3、事業主体1／3（10円未満の端数金額がある場合には、当端数金額を切り捨てた金額）

（その他）

第4条 この要領で定めるもののほか、事業の実施につき必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年度分の補助金に適用する。